

# 学校法人東京家政学院 公益通報者の保護等に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に定めるもののほか、学校法人東京家政学院(以下「学院」という。)における公益通報者の保護及び公益通報の処理その他必要な事項を定め、もって法令の規定の遵守を図り、業務の公平性及び適法性を確保することを目的とする。

## (通報等を行うことができる者)

第2条 この規則において通報等を行うことができる者は、学院の役員・評議員、教職員等(非常勤講師、嘱託職員、補助員及び委託契約等に基づき学院の業務に従事する者を含む。以下同じ。)とする。

## (定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公益通報」とは、学院又は学院の業務に従事している役員・評議員若しくは教職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、学院、当該通報対象事実について処分・勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することが、その発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために、必要であると認められる者に通報することをいう。
- (2) 「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。
- (3) 「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
  - ① 法第2条第3項別表に掲げる各法律に規定する犯罪行為の事実
  - ② 学院の規則に違反し、損害を及ぼす不正行為の事実
- (4) 「被通報者」とは、不正を行った又は行おうとしているとして通報された者をいう。
- (5) 「部局」とは、学院の設置する大学における各学部、研究科、専攻科、別科、大学事務局、学生部、附属図書館、生活文化博物館、各センター、高等学校普通科、中学校、高等学校・中学校事務室及び事務局(学院の設置するその他の事務組織を含む。)をいう。

## (公益通報者の保護)

第4条 公益通報を行ったこと、公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として、当該通報等に関係した者(以下「通報者等」という。)について解雇(委託契約等に基づき学院の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除)を行ってはならない。

- 2 学院の役員及び教職員等は、公益通報を行ったこと、公益通報に係る事実関係調査に協力したこと等を理由として、通報者等に対して嫌がらせ、不利益な取扱い等をしてはならない。

## (通報窓口)

第5条 学院における公益通報及びその相談等に対応するため、監査室に通報窓口を置く。

(総括責任者)

第6条 公益通報に関する業務を総括するため、総括責任者を置くこととし、事務局長をもって充てる。

(公益通報者保護委員会)

第7条 公益通報者の保護及び法令遵守等の適正化を図るため、公益通報者保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び連絡調整を行う。

- (1) 学院における公益通報者の保護及び公益通報の処理に関する基本的事項
- (2) 総括責任者からの協議・依頼事項又は報告事項
- (3) 前各号に付随する事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 専務理事
- (2) 東京家政学院大学学長、筑波学院大学学長、東京家政学院高等学校・中学校校長
- (3) 事務局長、東京家政学院大学事務局長、筑波学院大学事務局長
- (4) 事務局部長
- (5) その他委員長が指名する者

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決できる。

7 第3項第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公益通報の申出)

第8条 公益通報の申出は、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール又は文書により行うことができる。

(通報の受付等)

第9条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を総括責任者へ報告する。

2 通報窓口以外の者が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、当該公益通報者に対し、通報窓口へ公益通報するよう助言しなければならない。

(通報に対する措置)

第10条 総括責任者は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査実施の有無等を当該公益通報者に通知しなければならない。

2 前項において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。

3 総括責任者は、当該公益通報について担当部局の長へ通報内容の事実調査等を依頼するとともに、当該調査等の依頼について委員会へ報告する。

4 総括責任者は、調査の依頼等に当たっては、公益通報者の秘密を守るため十分配慮しなければならない。

5 第3項の依頼を受けた担当部局の長は、当該調査等を行い、必要に応じ法令等に基づく適切な措置を講ずるものとし、その結果を統括責任者へ報告する。

6 被通報者は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(調査結果等の通知)

第11条 統括責任者は、担当部局の長から調査等の結果の報告を受けたときは、委員会へ報告し意見を求めたうえで、当該公益通報者に対し、当該調査結果等を通知する。

(被通報者等への配慮)

第12条 総括責任者は、前条の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(協力義務)

第13条 学院の役員及び教職員等並びに部局は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(不正目的通報の禁止)

第14条 学院の役員・評議員及び教職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報等を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第15条 公益通報の対応に当たるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務)

第16条 公益通報者の保護に関する事務及び公益通報の処理に関する事務は、監査室が総務グループ又は関係する部局等の協力を得て処理する。

(準用)

第17条 学院の設置する学校に在学する学生・生徒及びその保護者並びに卒業生等から、公益通報を受け、総括責任者が必要と認めたときは、この規則に基づいて処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。